

岐阜県フライヤー連盟規約

- 第1条（名称） 本連盟は名称を岐阜県フライヤー連盟と称する。
- 第2条（所在地） 本連盟は事務所を岐阜県内に置く。
- 第3条（目的） 本連盟は日本ハンググライディング連盟の岐阜県支部とし岐阜県内のハング並びにパラグライダーフライヤー及び、ハング並びにパラグライディング関係者の意志を総括代表し、岐阜県内諸団体の活動の推進と円滑化を計るとともに、各種基準並びに諸制度の制定及び勧告を行い、岐阜県内のハング並びにパラグライディングの事故防止安全フライト及び健全な発展と普及を計る事を目的とする。
- 第4条（代表機関）
1・本連盟はJHFの支部として、岐阜県におけるハンググライディング並びにパラグライディングに関する全ての総括意志の代表機関とする。
2・本連盟の代表者をJHFの正会員として派遣する。
- 第5条（事業内容）
1・岐阜県内のハング並びにパラグライディングの普及及び振興。
2・岐阜県内のエリヤ管理指導及び諸規定の制定。
3・岐阜県内の各種催事の主催、共催及び後援。
4・岐阜県内の行政当局の連絡、調整。
5・JHF事業への協力。
6・その他、本連盟の目的を達成する為に必要な事業。
- 第6条（会員）
1・本連盟は岐阜県在住のJHF普通会員（JAA フライ-登録者）で構成され、所定の会費を納めた正会員及びJHF岐阜県支部普通会員及び賛助会員をもって組織する。
2・本連盟の管理エリアでのフライトは各地の連盟加入者に限る。
- 第7条（会計）
1・本連盟の運用費は連盟において定める会費及びその他をもって当てる。
2・本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。
3・郵便振替の代表及び住所地は、会計とする。
- 第8条（役員）
1・本連盟に次の役員を置く。理事5～10名（うち理事長1名・副理事長2名 事務局長1名）監事1名 計6～11名で構成される。
2・理事及び監事の選出は正会員の互選により定める。
3・理事長及び副理事長は理事の互選により定める。
4・理事長は岐阜県フライヤー連盟を代表し統括する。
5・理事の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- 第9条（会議）
1・本連盟の会議は総会と理事会とする。
2・総会は第6条に規定する正会員の会議とする。
3・会議は理事長が召集し開催する。
4・総会は年1回5月に開催する。
5・臨時総会及び臨時理事会は隨時理事長の招集により行う事ができる。
6・招集は最低10日間の猶予をもって通知する。ただし緊急の場合はその限りでない。
7・理事会は年4回開催する。
8・会議は構成員の1/2以上の出席をもって成立する。ただし委任状を提出した者は出席したものとみなす。
9・会議の決定事項は出席者の2/3以上の合意により議決し、会議録を作成し保管する。
- 第10条（事務局）
1・本連盟に事務局を置く。
2・事務局には事務局長1名を置き業務を行う。
3・事務局には会計、記録、通報等を業務とする。
- 第11条（規約の変更） この規約は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の3/4以上の議決を経なければ変更する事はできない。
- 第12条（付則）
1・本規約の施行に必要な細則は理事会の決議により、理事長がこれを定める。
2・この規約は1994年1月1日から実施する。